

石川県公報

令和 8 年 7 月 7 日

第 1 3 9 2 2 号（火曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示		選挙管理委員会	
○保安林の指定予定	(森林管理課) 1	○政治団体の届出の公表	5
○漁業災害補償法第105条第 1 項第 2 号ロの規定による 加入区（区域及び区分）の設定の一部改正	(水 産 課) 2	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	5
公 告		○政治団体の解散の届出の公表	6
○入札公告	(産業政策課) 2	○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	6
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 3	監 査 委 員	
○委託業務に係る企画提案書の募集公告	(出 納 室) 4	○包括外部監査人の補助者の氏名等	6
		○定期監査結果公表	6
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	7

告

示

石川県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

- 保安林予定森林の所在場所
羽咋市鹿島路町式〇 2、3、ス27、中能登町高畠式164の 6、164の 7
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに羽咋市役所及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 保安林予定森林の所在場所
七尾市能登島半浦町壺壺1073
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第238号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成18年石川県告示第488号。以下「告示第488号」という。）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第488号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

表の西海第1加入区の項区分の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>① 総トン数10トン以上の漁船を使用して営む小型まき網漁業</p> <p>② 大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業若しくは総トン数5トン以上20トン未満の漁船を使用して小型べにずわいがにかご漁業、かご漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業</p> <p>③ 総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主として底びき網、刺網、かご又は小型べにずわいがにかごを使用して営む漁業</p> <p>④ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数5トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>⑤ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から④までに掲げる漁業以外の漁業</p> |
|--|

表の西海第3加入区の項区域の欄を次のように改める。

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神、富来地頭町、八幡座主及び里本江の区域に限る。）

表の西海第4加入区の項区域の欄を次のように改める。

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜、赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前浜、富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神、富来地頭町、八幡座主、里本江及び福浦港を除く区域に限る。）

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
時間領域核磁気共鳴分析装置 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 9 年 2 月 26 日
- (4) 納入場所
石川県工業試験場
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類を令和8年7月27日（月）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
入札 令和8年8月10日（月）午前10時00分
開札 入札後、即時開札する。
場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札書の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和8年7月7日

石川県知事 山 野 之 義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ200番 5, 201 番 1	幅員 6.00m 延長 45.46m	河北郡津幡町字太田ほ198番 地 1 山岸建設工業株式会社	令和 8 年 6 月 25 日

委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

1 業務概要

(1) 業務名

石川県キャッシュレス端末導入及び公金収納最適化支援業務

(2) 業務内容

「石川県キャッシュレス端末導入及び公金収納最適化支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおる。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 本プロポーザルへの参加資格

この企画提案に参加することができる者は、「石川県キャッシュレス端末導入及び公金収納最適化支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 本プロポーザルの手続きに関する事項

(1) プロポーザル実施要領等の交付

ア 交付する期間

令和 8 年 7 月 7 日（火）から同月 17 日（金）午後 5 時まで

イ 交付方法

次のメールアドレスに請求したメールアドレスに対して、返信するメールに添付することにより交付するものとする。

【交付先請求用メールアドレス】e290100@pref.ishikawa.lg.jp

※メールの表題は「【石川県キャッシュレス端末導入及び公金収納最適化支援業務実施要領等請求】」とし、
本文に担当部署名・担当者名・連絡先電話番号・連絡先メールアドレスを記載すること。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

令和 8 年 7 月 7 日（火）から同月 17 日（金）午後 5 時までの間に石川県出納室出納決算グループ（e290100@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

電子メールにより回答する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県出納室出納決算グループ

電話番号 076-225-1557

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子データについては電子メール）により提出すること。

5 その他

- (1) 詳細は、実施要領による。
- (2) 受託候補者の選定に当たっては、石川県キャッシュレス端末導入及び公金収納最適化支援業務プロポーザル審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションにより内容を審査し、最も優れた提案をした者を選定する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

国会議員関係政治団体以外の政党支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党石川県羽咋市・羽咋郡南部 第 二 支 部	寶 達 典 久	岡 部 元 彦	石川県羽咋郡宝達志水町上田チ189甲	○	令和 8 年 5 月 15 日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小 松 商 工 連 盟	今 出 真 稔	山 口 和 博	小松市園町ニ 1 番地	令和 8 年 5 月 13 日
橋本たつや後援会	橋 本 達 也	橋 本 佳 子	鹿島郡中能登町高畠ヲ部21番地	令和 8 年 5 月 20 日

石川県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党金沢支部	紐 野 義 昭	代 表 者	紐 野 義 昭	小 森 卓 郎	令和 8 年 4 月 25 日
		会計責任者	小 間 井 大 祐	中 川 俊 一	令和 8 年 4 月 25 日
参政党石川県支部連合会	牧 野 緑	代 表 者	牧 野 緑	久 保 雅 哉	令和 8 年 4 月 30 日
参政党石川県支部連合会	牧 野 緑	会計責任者	小 原 桜 子	加 藤 善 司	令和 8 年 5 月 1 日
自由民主党石川県鍼灸マッサージ師連盟支部	田 中 良 和	代 表 者	田 中 良 和	常 盤 和 成	令和 8 年 5 月 17 日
参政党石川第 2 支部	和 田 憲 治	主たる事務所の所在地	加賀市山代温泉35ー26ー2	白山市笠間町240ー30	令和 8 年 5 月 27 日
		代 表 者	和 田 憲 治	久 保 雅 哉	令和 8 年 5 月 27 日
		会計責任者	和 田 ひかり	加 藤 善 司	令和 8 年 5 月 27 日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
おだけかい後援会	小 竹 凱	会計責任者	上 田 竜 大	笹 野 智 彦	令和 8 年 4 月 13 日
石川県鍼灸マッサージ 師 政 治 連 盟	田 中 良 和	代 表 者	田 中 良 和	常 盤 和 成	令和 8 年 5 月 17 日
北 陸 情 報 三 葉 会	森 泰 夫	会計責任者	得 永 隆 彦	磯 見 正 宏	令和 8 年 5 月 18 日

石川県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年 月 日
村 山 た か し と と も に 歩 む 会	村 山 卓	令和 8 年 4 月 27 日
石川県鍼灸マッサージ師石川県知事馳浩後援会	常 盤 和 成	令和 8 年 5 月 17 日

石川県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

届出事項の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
馳 浩	動かそう石川新時代	公職の種類	石 川 県 知 事 (候 補 者 等)	石 川 県 知 事	令和 8 年 3 月 27 日

監 査 委 員

石川県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人木戸正裕の監査の事務を補助する者について令和 8 年 6 月 29 日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県監査委員 室 谷 弘 幸
同 吉 田 修
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

氏 名	住 所	補助できる期間
松 下 要	白山市新田町251番地3	令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
越 田 圭	金沢市東力 3 丁目 104 番地 1	〃
窪 田 隆 之	金沢市南森本町 105 番地 39	〃
架 間 祐 太	金沢市野田 2 丁目 295	〃

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和 8 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令

和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県監査委員

室 谷 弘 幸

同 吉 田 修

同 村 上 勝

同 作 田 有 子

記

- 1 監査の対象
- 地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。
- 2 監査の着眼点（評価項目）
- 監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
- 財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
- 財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
大聖寺警察署	令和 8 年 6 月 19 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

石川県監査委員

室 谷 弘 幸

同 吉 田 修

同 村 上 勝

同 作 田 有 子

(別 紙)

保 専 第 5 1 7 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、処分物品の不用決定並びに廃棄何を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	保育専門学園	物品の処分手続き等を再確認の上、今後は適正な執行に努める。 今後、このようなことがないよう徹底する。

保 専 第 5 1 7 号

令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第 551 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	保育専門学園	公有財産異動報告の手続き等を再確認の上、 今後は適正な執行に努める。 今後、このようなことがないように徹底する。

保 専 第 5 1 7 号

令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第 551 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、冷房設備に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	保育専門学園	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は適正な収入事務の執行に努める。

保 専 第 5 1 7 号

令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第 551 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	保育専門学園	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は適正な収入事務の執行に努める。

保 専 第 5 1 7 号

令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第 551 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、研修受講料の支払手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	保育専門学園	資金前渡等支払い手続きの手順を再確認の上、今後は適正な支出事務の執行に努める。

保 専 第 5 1 7 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第 551 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、物品の管理に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	保育専門学園	物品管理手順等を再確認の上、今後は適正な管理事務の執行に努める。

保 専 第 5 1 7 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日付け石監査第 551 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、給食業務委託契約の約定に係る光熱水費の徴収手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	保育専門学園	光熱水費の算定根拠等を再確認の上、今後は適正な収入事務の執行に努める。